

風車

仁木町議会報告

2

—総務経済常任委員会—

仁木町の風力問題を考える会

宮下洋子

風車問題は、3月22日の仁木町議会において、「総務経済常任委員会」に付託され、継続審議となり、**第2回目**の委員会（5月11日）**【第一部】**に続き**【第二部】**（傍聴者15名）を報告させていただきます。

【第二部】「仁木町の風力問題を考える会」の瀬川代表を含め3人が委員会に参考人招致され、それぞれが意見を述べたのち、議員からの質問に答えます

《出席者》

議員側 嶋田、鷹、木村、佐藤、野崎、上村、宮本、横関（オブザーバー）

— 陳情の趣意と意見陳述 —

事務局長 可児卓倫 — 陳情書の朗読 —

「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」の建設に反対致します。議会に於かれましては、3月の町議会開催に当たり、下記のことについて論議を尽くして頂きたいをお願い申し上げます。

理由1, 低周波音などによる人体への影響

理由2, 自然生態系への影響

理由3, 土砂災害、水質悪化の恐れ

理由4, 計画建設地が社会福祉施設に近接すること

建設予定地に近接する銀山では8割(現在は8割6分)が反対署名し、仁木町全体では、約3割(現在は約4割)の署名が集まりました。道内外とネット署名を合わせれば、約1万5000筆(現在は1万6000筆以上)の署名が集まり、住民の意思を無視できない状況になりました。これからも、請願書提出に向け署名活動を継続して行きたいと思っております。

参考人 瀬川裕人 (仁木町の風力発電を考える会代表)

まず、今日はこのような場を設けて頂きまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

福祉の仕事をしておりますので、福祉の視点からが多くなると思います。

銀山地域には、知的障害の方が100人余り暮らす銀山学園と、約90人の子供が暮らす桜ヶ丘学園があり、大江には約40人の知的障害者の方が生活する大江学園があります。

銀山学園も、大江学園も、創設の時の願いは、知的障害を持つ皆さんの幸せ

の実現です。その幸せを実現する場はともに生きることでできる地域社会だと考え地域づくり実践に取り組んできました。設備が整った立派な施設を建設して、そこに暮らす障害者の皆さんや働く職員だけが金銭的・物質的に豊かになったとしても、それは真の豊かさ・幸せではないと考えました。地域に暮らす地域の人を含めた、そこに生きる動植物、自然環境など、皆が良くなってみんなが幸せを感じられて、初めて施設に暮らす知的障害者を持つ皆さんの幸せも実現できると考えてきました。

銀山学園や大江学園を創設した先人たちによって、誰もが幸せになれる地域を目指して地域づくり・地域活動を実践してきました。このように、施設創設当初から自発自前精神によるボランタリーな実践で、自分たちのメリット（損得）だけでなく、そこに存在するすべてのものにメリット（幸せ）があって、初めて自分たちもメリット（幸せ）があると考えてきました。

風力発電のメリットはどこにあるのでしょうか。
メリットがあるのは、補助金を受ける関係者、電力会社の株主、外国の投資家、風力発電の設備を売っている企業と言ったところでしょうか。

太陽光発電の耐用年数の切れたパネル廃棄が年間500万枚で、風力発電の耐用年数が17年から20年のようですが、環境省は最終処分場はもうありませんと言うようなことを言っています。

また、原発同様に発電にかかったコストや、補助金（FIP）がストップした場合、採算が取れなくなった場合のコストを電気料金に上乗せして徴収される（再エネ賦課金）のではないのでしょうか。

これらの課題・問題に明確に解決されていると言う報告は今の所ありません。唯一の解決策は、建設中止と言う表現さえされています。

銀山地域に建設予定の風車は、住居などから1,5km以内との事で、児童養護施設の子供、地域障害者施設の方たち、高齢者の方たち、農業をされている方たちは、ほぼ地域内に一日中いる為、常に騒音・低周波によって人体や健康に様々な影響を受けることを心配します。

児童養護施設の子供は、育児放棄、虐待などを受け、銀山に来て、ようやく生きる場ができて、安心・安全・安定を感じながら生きているところに再び命の危険を与えることになるのではと心配します。

知的障害者の方たちは、どこへも行く場所がなく、施設は終の棲家・安住の地となっています。また、知的障害によって理解がなかなかできない方たちで、わけも分からないうちに、人体・健康への影響を受けるようなことがあってはならないと思います。

コロナ後は、一人ひとりが本当の情報を知り、行動する時代だと思います。再エネの本当のことを知り、太陽光パネルや、風車のない原風景の残る地域づくり、町づくり、未来作りが、誰もが安心・安全・安定出来る、より良い未来作りにつながると信じています。

住民の風力発電に対する思いを町議の皆さんに知って頂き、町議の皆さんから町長に伝えていただく。そして、町長から住民の強い願いを北海道知事に伝えていただきたいと思います。

その為に、もっと多くの署名を集めて、町長を後押ししたいと思います。

参考人 酒井雄大（仁木町の風力発電を考える会事務局）

陳情の主な部分は代表が述べたとおりなので、私からは、陳情書の2番目、3番目に関する部分の話をさせて頂きたいと思います。

まず、土砂災害の話です。町のハザードマップには、銀山地区、銀山小学校付近のエリアも含めて土砂災害の警戒区域となっております。風車の建設工事が始まりだすと、地域住民、小学生・中学生・子供たちも含めて土砂崩れの不安の中で、銀山中みんなが生活していくことになるでしょう。土砂崩れ、地滑りと言うものが起きてから、例えば住民が誰か死んでからそれから考えることなのでしょうか。それを未然に防ぐために私たちは反対しております。この心配は銀山だけではなく、本町に近い、山に近い砥の川であったり、然別の辺りも関係すると思います。実際、署名に歩いていると、ある工事が始まって、土砂崩れとまでは行かなくても、排水溝に土砂が詰まって困っているという話も聞きました。

続いて、自然生態系、クマの話についてです。銀山には今、豊かな森、自然生態系が残っていて、クマが食べる木の実などが豊富なので、民家を襲ってくることはないんだと思います。実際銀山駅下にはクマが住んでおりますし、もし、森の木が切られれば、豊かな森の住み家を奪われたクマたちは、必ず民家

まで下りてくるでしょう。それは銀山だけでなく、本町も同じようになると思います。

ある方から、余市岳から神威岬の積丹岳の間にクマの道があって、そこをクマは移動するという話を聞いたことがあります。

銀山のパイロット道路付近に水田用地を整備して、そこにブドウを植えた時に、それこそ、余市岳から積丹岳に移動する途中のクマが、ブドウを全部食べたそうです。

そういった山々を、風車建設の為に大がかりな林道であったり、今の所、30基を仁木に建てるという計画なので、間違いなく、住み家を奪われたクマたちは町に降りてくる、そういった危機感を感じています。

最後に、私が昨年仁木町に移住してきた移住者としての視点から、お話聞いて頂ければ幸いです。実際にこの風車建設反対に関わりだしたのも、今、銀山保育所でお世話になっている娘が、「ここに風車が建ったら出ていく、ここにはいられない」という一言がきっかけでした。

蘭越町の新しい風車を見に行ってきましたが、私もそういった大きな風車の下には暮らせないと、肌で実感しました。

私たち家族はこの自然豊かな仁木町で子育てをしたいなと思って移住してきました。本当に住んでみたら、銀山の自然は素晴らしくて、地域住民の方も優しくて、特に子供なんかには、みんな良く接してくれて、地域での色んな活動をいただいて、本当に引っ越して良かったなと感謝しています。

そういった自然度の高い豊かな仁木町に引っ越そうと思って、仁木に引っ越される農業者・移住者がおられるところに風車が建つとなると、**そんな自然の壊れた街に移住してくる方がいるのでしょうか。**

私からの意見は以上です。ありがとうございます。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

仁木町の西町11丁目で、<まほろば自然農園>を営んでおります。

30年前に札幌市で自然農園を開設し、7年前に仁木に引っ越してきました。仁木町議会が、陳情を取り上げていただき、今日は、発言の機会を与えて下さったことに深く感謝いたします。

去る3月10日、町に陳情書を納めさせていただきまして以来、風力発電を取り巻く状況や、これまで見えなかった実態が、ますます明らかにされてきています。今日は、その後の補足をさせていただきたいと思います。

1 番目、風力発電は、火力発電の電気で回っていた。

年間平均風速2～3mの仁木・余市地区では、風車は物理的に風で回らないことが明らかになりました。採算ベースに合わないばかりか、脱炭素にもならず、風車建設自体の意義が疑われております。

その根拠は、主人（宮下周平）の出しております「風の祈り」第9章、第7章に詳しく書かれております（議員さんには事務局から資料配布）。

2 番目、自然へのダメージ、全国1番・2番

（公益財団法人）日本自然保護協会の5年間にわたる調査結果によりますと、全国267カ所中、仁木は全国ワースト2という事でした。環境調査だけですとワースト1でした。

それも詳しいことは、参考資料「風の祈り」の第10章にかかれております。

3 番目、最後は、自治体と町民にツケが

という事で、《再生可能エネルギー特別措置法》と言う風車に関する法律についてです。

関西電力は、事あるごとに、「すべて法律に則って進めていますので、ご安心ください」と言われるので、わたしも読んでみました。

すると、業者には、**使用済み風車の撤去義務がなく、努力義務しかないのです。**それで義務はないのですが、後で撤去しますという約束、契約書を交したとしても、それに業者が違反した場合、**最大100万円の罰金か、1年の禁固刑**という事になっています。

中型風車（仁木は大型）**1基撤去するのに3億円**かかると言われておりますので、30基なら100億円以上かかることになります。

誰でも罰金100万円払う方を選ぶと思います。」

これは、銀山や大江だけではなく仁木町民全体の問題なのです。国からの補助金や、企業からの寄付金・固定資産税など、どれほどもらったとしても、自治体として採算の取れる話ではないと思われます。最終的な責任は当該自治体（つまり住民）にかかってくるからです。

実際に、業者が去って、撤去出来ない自治体が壊れた風車をそのままにしている光景が増えてきました。映像でいろいろ見る事が出来ます。

4 番目、事業者は責任逃れ出来る仕組み

事業者は、投資ファンド目的の S P C (合同会社・特別目的会社) を作って業務を委託し、入金先は別にペーパーカンパニーを作って送金させ、都合が悪くなればいつでも S P C を倒産させて親会社が責任逃れ出来る巧妙な仕組みになっています。参考資料、「風の祈り」第6章

関電の方が、銀山の説明会の時に自ら発表されていましたが、自然保護協会の方も、全国でそういう事が色々起きていると言われていました。

最後に、仁木の原生林について

全国的に、自然破壊が進み、原生林が18%に減ってしまいました。(これから北海道では3000基以上の風車の建設計画があるので、計画が実行されればもっと減ると思います)

その原生林のほとんどは人里離れています。

仁木のように民家や農地に隣接して存在する原生林は、全国でも数少ないのです。その希少な山から流れ出る清冽な水で、美味しい仁木のお米も果物もミニトマトも育ち、山菜や天然のキノコにも恵まれて、人々は皆親切でやさしくしてくれます。日本でもまれにみる、土地柄、人柄なのです。誰でもが住みたいと思う美しくも豊かなところですよ。

それが、何物にも代えがたい仁木の財産であり、宝です。村おこしは、この自然を壊さないことを原点とすべきではないでしょうか。

仁木にずっと在住の方は、それが当たり前のように思われているかもしれませんが、都会から来た人たちは、そういう事が本当にありがたく貴重なことだとひしひしと感じています。

一度壊された森林は100年経たなければ戻らないそうです。しかし、自然林・原生林は、何百年経っても元に服すのは難しいと言われています。植林された山では、植生が変わり、山菜も育たず、動物のエサもなくなるので、生態系も変わり、水源も水路も変わってしまうからです。

これも、自然保護協会の方から直接お伺い致しました。

仁木は今、大きな選択を迫られています。是非、議員の皆様には、百年、千年の大計を立てて頂きたいと願ってやみません。以上です。

最後までお聞きいただきまして、ありがとうございました。

—— 意見質疑と応答 ——

意見質疑 1 佐藤秀教議員

本日は、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。ただいま3名の方から、この陳情書4項目について様々な熱い思いを語っていただきまして、私も今後この風力発電について、良いのか悪いのかという部分で、非常に参考になりました。

それで、この「仁木町の風力発電を考える会（以下考える会）」は、これはいつ発足して現在構成者数は何名でしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

正式に発足、記録としているのは、2022年8月1日です。構成メンバーは約80人くらいです。

意見質疑 2 佐藤秀教議員

私もいつも考える会の学習会に参加させていただいております。大変勉強になっております。それで、毎回このまほろばさんの冊子を資料として頂いております。これは、まほろばさんが発行しているという事で、私は当初、考える会で作っている冊子なのかなと思いましたが、ここに、まほろば主人宮下周平さんという事で、名称も謳っておりますので、これは、まほろばさんの冊子なんだと言う風に理解しているところなんですけれども、そもそも、この考える会とまほろばさんの関係性、これについてはどのような関係にあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

「風の祈り」の冊子については、最初、代表の瀬川さんが毎日のように、銀山

に織り込みチラシを入れられて、成果をあげられていたので、現在では85パーセントもの署名数も上がっていますし、それで、本町の方でも少しチラシを入れた方が良いのではないかという事になりました。

もともと、この「風の祈り」と言うのは、主人が札幌でまほろぼと言う自然食品店を経営しておりまして、そこで毎月お客様向けに出しているお便りで、仁木の自然農園の方ではこんな状況になっています、という事をお知らせして出していたんです。

それを、仁木の本町でも流用して、でもその時に、考える会・宮下周平と名前を入れ替えれば良かったんですが、最初の時点でうっかりして、それでずっとそのままになってしまって、何か少し皆さんに不信を抱かせてしまったかなと思います。申し訳ありません。

関係性と言うのは、まほろぼ自然農園では、東京とか千葉とか京都とか都会の方から、やはり仁木の自然に憧れて、仁木に住みたいとか、まほろぼのように農業をしたいとかいう事で、研修生として憧れて来られている方たちとかが、何組もおられました。

その方たちの中に、今回参考人になった酒井さんもおられまして、酒井さんが、まず関電の「配慮書」縦覧と言うのを見つけまして、それが、去年の6月半ばころだったと思います。酒井さんも瀬川さんも同じ銀山だったので、それで、お互いに知り合うようになりました。

そして、「みんなで「意見書」を出しましょう」という事になりました。

その時に、瀬川さんの出された「意見書」が本当に素晴らしく、何というか、私たちも大変感動を受けまして、この方に代表になって頂ければ、本当に良いなと言う事で、みんなで推薦してなって頂きました。

その後、酒井さんには事務局をやって頂いて、瀬川さんと主人と私は、文章を書いたり、主人は学習会の講師の方たちを手配したり、お互いにうまく役割分担が出来て協力しあいながら今までやってきた感じです。

意見質疑 3 佐藤秀教議員

もう一度ですね。瀬川さんとまほろぼさんとの出会いの所が少しぼやけていて、瀬川さんの意見書と言う話も出てきましたので、これと瀬川さんとの出会

いをもう少し、もうちょっと詳しくご説明願えないでしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

今、宮下さんからお話があったように、6月一杯という事で、意見書を提出して、それを読んで下さった宮下会長から電話をいただいて、「活動を一緒にしましょう」と言うような話から始まりました。

意見質疑 4 佐藤秀教議員

考える会が風力発電に反対する理由として、4項目ありますが、そのことについて3月定例会で論議を尽くしていただきたいという事ですが、こういう形の中で、すぐ本会議の方で論議と言う話にはならないんです。一応、今回このように総務経済常任委員会に付託されて、このような場でこれから審議されることとなります。論議は尽くすけれども、尽くした先どうなるのか、その先がどうもちょっと見えないんです。それで論議を尽くしたのちに、議会にどうして欲しいのか、その辺の主旨についてちょっとお伺いしたいと思います。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

先ほどの意見陳述の最後の方に述べましたように、出来れば風力発電計画を中止するようにしていただきたい。それを町長から知事に働き掛けてもらいたいという事です。それで風力発電が中止という事になれば、先ほど述べたように原風景の残る仁木町の町づくりというようなことを進めて行っていただきたい。それには、会としても協力をしていきたいというような考え方です。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

そういうふうにして、議会の皆様にも私たちの主張しているところを理解していただきたい。そして、次は陳情書ではなく請願書と言う形で、紹介議員になって下さる方があれば、また、議会にあげて皆さんで決議する所まで持って

行っていただければというのがあります。

それから、それを、町長さんに上げていただきたい。知事に上げていただきたいという事と同時に、業者の方にも町として反対の態度を示していただきたいという事です。

だいたい全国的にみて、地方の首長の方が業者の方と色々お約束したことがトラブルの原因になっているところが多いし、中止になっているところと言うのは、やはり町長さんが反対する、市長さんが反対するという事がいちばん大きいようです。

それから、水源涵養保安林の解除と言うのも、町長さんの許可がなければ出来ないし、それがなければ風車は建設できませんので、そこで町長さんの役割と言うのは非常に大きいと思います。

やはり、町長さんには業者の方としっかりと向き合っていただきたいと思います。

意見質疑5 佐藤秀教議員

ありがとうございます。内容については、ほぼ理解しました。われわれも今回初めての第1回目の委員会ですので、今後、町から聴取、提出して頂いた資料などをもとに、これから本格的に論議が始まると思うんです。最終的にどうなるかは、これからの話になりますが、今、宮下参考人さんからのお話を伺った中で、しっかりその辺を検討して参りたいと思います。最後に、参考までに直近での署名数は分かるのでしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

2023年5月10日現在で、
銀山が338名・85%、 大江が60名・28%、 然別が15名・15%
仁木が668名・32%、 仁木町合計1101名・39%、

その他、仁木町以外の道内外、札幌市・余市町など全部で4209名
ネット署名が1万850名、合計1万6160名です。以上です。

意見質疑 1 野崎明廣議員

今日は大変ありがとうございます。

さきほどから、いろいろな思いの中で、自然を大切にしたいという気持ち、自分もこうやって仁木町銀山地区に住んで自然と言うものを大切にしたいという気持ちも十分にあります。

一方、今現在、生活していくうえで、どうしても動力・電気と言うものは欠かせないのかなと思います。

その中で、火力発電だけでは耐用年数的なものも関連してきますし、今後どのようなことが起きるのかという事もいろいろと考えていかなければならないと、自分としては思うんですけども、こうやって火力だけに頼っていていいのかということも考えますし、自分で太陽光発電をやっている方もおられると思います。そういう形の中で、自分でやっていけるのであればいいんですけども、これ最終的には火力が動かないというときには、皆さんどういう風感じておられるのか少しお伺いしたいと思います。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

この半年間色々調べていく中で、電力について分かったことは、原発があっても、太陽光パネルがあっても、風力発電があっても、それと匹敵する火力発電を必ず整備してあるということに勉強しました。という事は、今も火力発電をずっと使い続けているということだと思います。もつとと言うと、火力発電だけでやっているようなことが現状ではないかと思います。しかもその3割は、人口減とか家電製品の性能が良くなっている関係で、電気をあまり使わなくなっているということもネットで知りました。

そんな中で、太陽光パネルについては量子ドットパネルという、今の8倍から10倍くらい電力を取れるというパネルが既にできていて、そちらにシフトしかけているという情報もあります。

あと、青山参議院議員が、メタンハイドレートのほうも推進していくようなことを話しておられました。

また火力発電では、海底深くで二酸化炭素を溶かすとか、地中近くで石灰化するとか、何かそういう風な技術も進んでいるという事で、それで天然ガスも豊富にある、石油は30年でなくなるという事を、過去2回聞いていても無くなっていません。原発のことをやっている武田邦彦先生は、石油は1000年以上あるという事も言っておられます。技術も進み、火力発電の二酸化炭素低減

の技術も進みという事で、火力発電で十分いけるのではないかと言うような感じがしています。

参考人 宮下洋子 (仁木町の風力発電を考える会事務局)

仁木町主催の再エネ学習会に参加させていただいたんですけれど、講師の方も、全国を歩いてみて、「二酸化炭素の排出量は、技術革新で驚くほど少なくなっていてびっくりしました。」という事で、二酸化炭素については、言われるほど心配はないようです。

石油や石炭の供給量については、日本は輸入が多いので、それが途絶えた時には混乱すると思います。

新たに新しい技術でもって採掘するという方法もあるかと思いますが、社会全体の趨勢はそちらの方には向かってないと思います。

一番リスクも初期投資も少なく、都会では出来ないけれど、仁木町では出来るのではないかと思われるのは、**小水力発電**ではないかなと思います。

小水力発電の新しい技術も進んで参りまして、昔の何倍か何十倍かのエネルギーを創出できるそうです。

それは風車や、ソーラーや、水素や、核融合のように初期投資にそんなにお金がかかりませんし、地の利を生かして地域内自給できる一番安易で手っ取り早い方法ではないかと思います。小水力も再エネ補助金の対象になっていますし、**小水力は、町の財政レベルでも実現可能な自然にやさしいエネルギー源だと思います** (小水力発電でエネルギー自給をしている町に移住者が増えたそうです)

それから、山林も豊かですので、**薪ストーブをもっと取り入れるとか** (都会からの移住者にとっては、薪ストーブは憧れのエネルギー源です)

意見質疑 2 野崎明廣議員

今ここに64基の風車が建ちますと、その電力はどこに行くんですか、という事も懸念されます。それに対して、仁木町として自然破壊が進んでしまうという事に対しても、自分らにとっては非常に不安材料になるのかなと言う感じもしています。

先ほど、町長の方から、「住民が生活していくうえで、今回、不安材料が非常にたくさんありますが、それに対して、町としても善処していきたい」

という事も述べられておりましたし、この先関電がどのような対応をしてくるのかという事に対しても、どういう対応をしてくるのか、調査内容がどう出てくるのかという事が、全く分からない状況の中で取り組んでいかなければならないという事も実態としてはあると思います。今後もまた勉強会もお聞かせいただきながら、自分たちとしても勉強していきたいなと思っています。

意見質疑 6 佐藤秀教議員

先ほど、酒井参考人さんの方から、仁木町に移住してきた経緯等も含めていろいろお話がありましたが、酒井さんを始め、傍聴をされている方の中にも、農業を目指して仁木町に夢を持ってこられた方が多くいらっしゃると思います。仮に、この風車建設が実施された場合、皆さんは仁木町を離れていくんでしょうか。このまま残られて農業を頑張られるのか、町としては是非、人口減少に苦しんでいますので、ぜひ残っていただきたいんですが、その辺の所はどうお考えなんでしょうか。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

実は、私たちが風車に対して反対をしているというのは、もともと、昨年6月に、まほろば農園に研修に来ている3組のご夫婦の方たちがおられまして、（ご夫婦でない方もいらっしゃるんですが）仁木町に土地を取得したいという事で、6月一杯で農業委員会の審査を経て、7月には新規就農出来る予定でした。ところが6月半ばに農業委員会が開かれる直前になって風車が出来るという事が分かって、しかも購入する予定の3カ所が银山と大江で、しかも、2カ所は風車に隣接した土地でした。

皆さんちょっと二の足を踏まれまして、それで一応、状況を見極めるまで、保留という事で、農業委員会にお願いしたんですが、「すぐには買わないのであればキャンセルしかないですよ」と言われ、仕方なくキャンセルになりました。

だけど、そのために引っ越してきた人たちは、まだ、状況を見ながら残っていますし（一組は、奥様が電磁波や低周波に弱い方だったので、諦めて九州に

引越されました。寿都の風車の前を車で通るだけで耳の後ろに圧を受けて痛くなるそうです)

それにもう皆さん近隣から来た人たちではなく、東京や京都など都会の方から来た方たちなので、来るためには、一大決心をして、家も売ったり、以前の職業も辞めたり、もう生活の拠点もなくして、非常にいま、宙ぶらりんの形で、一生懸命風車反対の運動をやっております。

それと、まほろば自然農園に援農にきて下さる方たちも、年間で延べ1000人くらいになるんですが、その方たちの中で、風車がなければ、将来仁木に移住したいという方々も複数おられます。

全国から色々な方が訪ねて来られて、やはり、仁木は本当に良いところだと言ってくれるので、本当に仁木のこの自然をどうしても残していただきたいと思えます。

参考人 瀬川裕人 (仁木町の風力発電を考える会代表)

移住者全体の話をする、もしこの町に、農地や家をすでに購入しているのであれば、すぐに出ていくという事にはならないのかなと想像しますが、まだ買ってないのであれば、出ていく農業者もいるのではないかと考えています。

私自身にとっては、こういった自然豊かな環境で子育てをしたいという事で、仁木町にお世話になっています。本当に銀山は良い方々、親切な方々で、色々なイベントもあって感謝しているんですけども、工事が始まったら、娘が出ていくと言っているのもありますし、私たち家族も、直近蘭越町の120メートルの風車を見たのですが、仁木町は100メートル、200メートルと言うような計画です。

そうすると、ここには住めないとなると、出て行かざるを得ないのかなという事を今は想定しています。

意見質疑 1 鷹 直之議員

いくつか質問させていただければと思うんですが、現状確認のための質問と捉えて頂ければと思います。

先ほど、代表の方から、会の構成員がだいたい80名ぐらいと言うようなお話

があったんですけど、実際に仁木町民はその中に何人ぐらいなんですか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

仁木町民は30人ぐらいです。後は札幌市とか余市町とかです。

意見質疑2 麿 直之議員

今回、皆様の会の方では、古平町・余市町の方にも同様に陳情書を出されているのでしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

いいえ、仁木町以外には出していません。

意見質疑3 麿 直之議員

例えば仁木町の方で、風車が中止になった場合、余市町・古平町・共和町では進んでいった場合、それは問題ないものなのでしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

問題はあると思います。余市町は余市町で進んでいると思っています。古平町・共和町については、ちょっと把握が出来ていません。

意見質疑4 麿 直之議員

陳情書の中で、まず1番目の低周波などによる人体への影響という事で、もちろん皆様からのお話ですとか、資料と言うところでそういう方々がいらっしゃる、後はネットでも散見されるという話もあるんですけども、実際にそういう被害に遭われている方に実際にお会いできるものなのでしょうか。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

一番わかりやすいというか、最初に出会ったのは、北海道自然保護協会で勉強会を開いて下さっている佐々木さんです。その方が、現に稚内で風車病というか、睡眠障害に遭われて、それでこの活動を始めたというように聞いております。

意見質疑5 磨 直之議員

どこの意見交換会だったか勉強会だったかうろ覚えで恐縮なんですけれど、関西電力さんが、「実際にそういう方に合わせてくれ」みたいな話をされていて、「調べたけれどそんな人はいない」という事だったので、今後何か進んでいく中で、そういう時に、関西電力さんと会うことが出来る人がいるのかなと言うのを思ったんですけれど、

その稚内の佐々木さんでいうと、車で少し遠くまで行くと良く眠れるというような話なんですけれども、おそらくその町の民の人たちみんな睡眠障害が起きているか、少なくとも何人かに起きていなければいけないものなのかなと思うんですけれど、何かそういう医学的根拠を基に、そういうことを訴えられている方を実際に連れてくることとかと言うのは可能なんではないでしょうか。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

これは非常に難しい問題で、科学的な因果関係がないという事で、業者の方も国も風車病を否定されているんですけれども、実際には身近に佐々木代表の例もあり、**科学的因果関係はなくても事実としてあるわけです。**

例えば、当別町の方が寿都町に行って聞き取り調査をしたそうです。すると、その時には被害を訴えられたんですけれど、それをちょっと公にしていただけませんかという事で、再度調査に行くことになったら、その方は引っ越してしまわれたんです。

これを寿都町で、原発の反対運動をやっている代表の方に話すと、やはり今、寿都町では町全体が風車容認の雰囲気になっているので、そういう中で、自分が風車の影響で調子が悪いという風には言えなくなっていて、そこに住めなくなってしまうのだそうです。

どうして寿都町の方たちが何も言わなくなってしまったかと言うと、風車を建てた時には、毎月だか毎年だかちょっと忘れたんですけれど、二千万

円ずつ赤字が出て、それでこれは大変だという事で、反対運動も起きたりしていたんだけど、そのうち、「再生可能エネルギー特別措置法」（以後、再エネ特措法）と言う大幅に規制緩和された法律が出来て、「FIT 法」と言うのも出来て、風車の電気を1キロワット40円で買うという事になって（火力の電気は10円）それから風車の利益が上がり始めて、そこに風車に反対していた漁協に対して5千万円の寄付があったり、町に対しても5千万円の寄付があったりして、それでみんな反対する人がいなくなったそうです。

そういう中で、風車病になった人は肩身が狭くて、やはり、口に出せなくなっているし、公にインタビューをしたいという申し入れをすると、皆さん拒否されるというかそんな状況になっています。

それは、風車病がないという事ではなくて、表には出にくいという事です。

意見質疑6 磨 直之議員

改めて質問なんですけれど、別にこの質問は私が風車建設に賛成・反対しているというような話ではなくて、ただ質問として捉えていただきたいんですが、もし関電さんが準備書を作って色んな調査をした中で、（陳情書の）1～3の観点で心配ないという風に出てきたら、皆さんは賛成されるのでしょうか。

参考人 宮下洋子（仁木町の風力発電を考える会事務局）

関電さんは、「再エネ特措法に則って、法律に則って全部やっているのも問題ありません。皆さん安心して下さい。」という事が、関電さんのすべてにおける基本的な姿勢なんです。

この法律がある為に、以前はもっと「森林法」とかいうので、原生林とかが守られてきたんですけれども、それがあると大型風車だとかソーラーだとかが出来ない、業者の側にとっては非常にハードルが高くて出来ないという事で、日弁連も最初は原発に反対していましたので、原発の安全な代替自然エネルギーと言う形で、風車やソーラーを推奨する立場から、政府に対して規制緩和を提言していました。

だけど、再エネ特措法自体が非常にザル法でおかしいという事が、日本弁護士連盟（以下日弁連）の先生方も、いろいろ再エネのトラブルを弁護する中で分かってきました。裁判で戦っても、再エネ特措法と言う法律がある為に負けて

いるわけですね。

弁護士さんたちが、それでどんどん自然が破壊されていくという事で、これではいけないという事で、昨年の確か11月か12月頃だったと思いますけれど、日弁連主催で「再エネを考える全国シンポジウム」が開かれました。

そこで「温暖化の一番大きな原因は森林伐採である」

酸素を出して二酸化炭素を吸収してくれる森林がどんどん減って行けば、その方が、風車を作って二酸化炭素を減らすことよりも、もっと温暖化が進むんだと言っています

その会議にズームで参加したんですけど、再生可能エネルギーを作って行く必要性はあるものの、規制緩和され過ぎた今の再エネ特措法はどうしても改善しなければいけないという事で、政府に対して、

新たに再エネ特措法をもう一回見直して、昔の森林法に戻してほしい。戻すだけでは不十分だから、新たに裁判で戦っていく中で見えてきた問題点も新しい法律に加えて欲しいという事で、政府に対してまた、「意見書」を上げるという事でした。

ですから私たちは法律に則っているから必ずしも良いという風には思えなくて、法律に則って、北海道よりも本州の方で先んじて作られてきたことが、色々なトラブルを起こしていますので、それは、本当に信用できないと思っています。

参考人 酒井雄大（仁木町の風力発電を考える会事務局）

結論から言いますと、関電さんが陳情書の1・2・3とも大丈夫です、心配ないですと言われても僕たち考える会としては反対します。

意見質疑7 麿 直之議員

それは何ですか。と言うのは責めているわけでも何でもなくて、一応陳情書として反対意見として出されている中で、それが解決するのに反対するというのは、では何かほかに理由があるのかなと言う風に疑問を持ったもので、なので質問させていただいています。

参考人 瀬川裕人（仁木町の風力発電を考える会代表）

いろいろなインターネットの情報から見ていると、陳情書の1・2・3と同じような内容について、関電は過去の説明会で、みんな同じ回答で、「影響ないです」「大丈夫です」「今後調査を続けます」と言うような回答です。そして、結局全部（大丈夫でないことが）起きています。

それで低周波については科学的根拠がないと言われてはいますが、これについては今月20日、北大の田鎖先生が低周波についての勉強会を開いて下さいますので、それを是非にと思います。

自然と土砂災害については、もし「ない」と言う報告であれば明らかに嘘だと思いますので、だから反対したいと思っています。